

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身が婚姻するまでの国民年金保険料を申立人の母親が納付していたところ、オンライン記録では申立期間直後から婚姻した昭和 50 年 9 月までの申立人の保険料は全て納付済みである上、母親自身についても、国民年金の拠出制度が開始された 36 年 4 月からの国民年金加入期間の保険料が全て納付済みであるなど、母親の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金手帳には発行日が「昭和 43 年 10 月 31 日」と発行日が記載されており、当該時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料並びに同年 4 月から 55 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 2 月に会社を辞め、同年 2 月頃に区出張所で国民年金の加入手続を行い、何か月分かの国民年金保険料として 1 万円ぐらいを区出張所で何回か納付した。また、私の年金手帳に「附加保険料申出 54. 4. 23」の記載があることから、私は、昭和 54 年 4 月からは付加保険料も併せて納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 54 年 2 月に会社を辞め、同年 2 月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、同年 2 月から同年 4 月頃までの間に払い出されたと推認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人から提出された申立人の年金手帳には「附加保険料申出 54. 4. 23」の記載があること、及び申立期間当時の申立人が居住していた区の保険料の収納は 3 か月単位であったところ、申立人が 1 回に納付したとする金額は定額保険料に付加保険料を加えた 3 か月分の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料並びに同年 4 月から 55 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年7月8日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同年7月11日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支払年月日については、A社は平成17年7月8日として、22年4月2日付けで事後訂正の届出を行っているところ、申立人が提出した預金通帳及び同社が提出した賞与支給明細書により、17年7月11日に賞与を支給されていることが確認できることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞

与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年11月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額の半分くらいになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年11月及び同年12月の標準報酬月額について、オンライン記録によると、18万円と記録されていたところ、14年1月18日付けの随時改定処理により、申立人を含む13人の標準報酬月額について、13年11月に遡及して9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記13人以外の全従業員である6人（事業主を含む。）の標準報酬月額についても、平成12年12月6日付けの随時改定処理により、同年11月に遡及して9万8,000円に減額されていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間以前から社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の示唆で従業員の標準報酬月額を引き下げ、社会保険料の滞納を解消させた。」旨回答しているところ、債権記録リストにおいても、申立期間当時、同社には滞納があったこと

が確認できる。

加えて、A社は、「申立人は社会保険の手続に関与していない。」と回答していることから、申立人は、上記標準報酬月額減額処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成14年1月18日付けで行われた上記遡及処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及処理の結果として記録されている申立人の13年11月から14年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

なお、上記遡及処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理は平成14年8月22日付けで行われており、遡及処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成14年10月から15年2月までについて、申立人に係る給与振込口座取引明細表によると、当該期間における給与振込額は、上記遡及処理前の標準報酬月額（18万円）に見合う額又は高いことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に標準報酬月額が減額されていることが確認できる同僚から提出された給与支給明細書によると、報酬月額は減額前の標準報酬月額より高いところ、保険料控除額は減額前の標準報酬月額に見合う額であることが確認できることから、申立人についても減額前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料控除額を確認できる資料は無いが、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 38 年 3 月 26 日、資格喪失日に係る記録を 47 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38 年 3 月は 3 万円、47 年 7 月は 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、B出張所から本社に異動した申立期間①、本社から関連会社であるC社に出向した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る従業員名簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 38 年 3 月 26 日に同社 B 出張所から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 38 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、上記従業員名簿及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記従業員名簿により、申立人のC社への異動日は昭和 47 年 6 月 9 日であることが確認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 8 月 1 日とされており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A社は、従業員の異動に際しては、厚生年金保険の加入記録が欠落しないよう事務処理を進めていたはずであり、異動先のC社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、A社において被保険者記録が継続するよう手続を行い、保険料も控除していたと思う旨供述していることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和47年8月1日に訂正することが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C出張所における資格取得日に係る記録を昭和33年4月30日、資格喪失日に係る記録を39年3月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、33年4月は1万4,000円、39年2月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年3月15日から同年5月1日まで
② 昭和33年4月30日から同年5月1日まで
③ 昭和39年2月20日から同年3月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和31年3月15日に入社し、定年退職するまで同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び同社の担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和33年4月30日に同社B支店から同社B支店C出張所に異動し、39年3月2日に同社同支店同出張所から同社本社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店C出張所における昭和33年5月及び39年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、33年4月は1万4,000円、39年2月は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、確認できる資料が無いことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る在籍証明書及び上記人事記録により、申立人が、当該期間に同社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出された従業員名簿に記載されている入社日とオンライン記録の資格取得日が相違している者が複数確認できるところ、同社の担当者は、「当時の資料により入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違している者が多数確認できることから、厚生年金保険に加入する前の期間に係る保険料は給与から控除していなかったと思う。」旨供述しており、また、申立人が記憶している同僚は、「A社入社時に試用期間があり、当該試用期間経過後に厚生年金保険に加入し、加入前の期間に係る厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」と供述していることから、申立人の当該期間における保険料控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和31年5月1日と記載されており、同社同支店に係る事業所別被保険者名簿における資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間、15年9月1日から19年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は44万円、15年9月から19年7月までは26万円、同年8月は36万円、22年8月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年1月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から23年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働

省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から23年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年1月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、15年9月から19年8月まで及び22年8月から同年12月までの標準報酬月額について、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、13年1月は34万円、同年2月は36万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は44万円、15年9月から19年7月までは26万円、同年8月は36万円、22年8月から同年12月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から15年8月まで及び19年9月から22年7月までについて、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年1月から同年8月までについて、オンライン記録によると、32万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月16日から同年4月6日まで
② 平成4年2月28日から同年6月1日まで

B社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びA社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、平成3年12月16日にA社において被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である4年2月28日に資格を喪失した後、同年6月1日にC社において資格を取得していることが確認できる申立人と同質性の高い同僚から提出されたA社における同年5月分の給与明細書により、被保険者資格の喪失時における標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除額を確認することができ、同社において被保険者資格を喪失後も同様の保険料控除があったものと推認できることから、申立人についても、当該期間において資格喪失時と同様の保険料控除があったものと推認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年1月の社

会保険事務所（当時）の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主からは回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、B社において当該期間に被保険者記録がある複数の従業員は、申立人は当該期間において同社に勤務していたと回答していることから、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人は、B社を平成元年3月15日に離職し、同年4月6日にD社において被保険者資格を取得しており、当該期間における被保険者記録を確認することができない。

また、B社は既に適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、「本社の方で全部やっていたので、何も分からない。」と回答しているところ、本社であるA社の事業主からは回答を得られず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、自身と同時期にB社からD社に異動した者はいなかったと供述しているところ、オンライン記録により、申立人と同日にB社からD社に異動した者を確認することができないことから、申立人と同質性の高い同僚を確認することができず、申立人の当該期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成元年3月までの期間及び同年11月から2年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年2月から平成元年3月まで
② 平成元年11月から2年9月まで

私の母は、私が20歳になった昭和63年*月頃に市支所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、私は、平成元年11月頃に転居し、転居先に保険料の納付書が届いたので、申立期間②の保険料を区の出張所や金融機関で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立期間より後の平成7年6月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①に係る国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、加入手続きの時期及び場所並びに保険料の納付状況に関する記憶が明確ではなく、申立期間②に係る保険料を納付していたとする申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った記憶は無く、納付していた保険料の月額が1万2,000円台だったとしているが、当該金額は申立期間②の保険料額と相違している上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情も無く、申立期間に係る保険料の納付が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から同年 8 月までの期間、60 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 10 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月から同年 8 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 10 年 8 月

私は、国民年金加入期間の国民年金保険料を、平成 17 年 1 月の 1 か月を除き全て納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号はオンライン記録により昭和 62 年 6 月に払い出されていることが確認でき、同時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付状況に関する記憶が明確ではなく、現在所持する年金手帳のほかにも年金手帳を所持した記憶は無いとしているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③については、オンライン記録により、平成 17 年 2 月 1 日に当該期間に係る被保険者資格取得及び同喪失記録を追加する処理が行われていることが確認でき、同時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人は当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないと述べている。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年2月まで

私は、平成17年4月に役所から電話で申立期間の国民年金保険料を納付するように督促を受け、納付期限はゴールデンウィーク明けであると言われた。同年5月になって役所から再度電話があり、正しい納付期限は4月末までだったため申立期間の保険料はもう払えないと言われて、腹が立ち苦情を述べたところ、今回は特別に納付を受け付けると言われた。その後、役所から送られてきた複写式の納付書により、同年5月に申立期間の保険料を銀行で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年4月に役所から申立期間に係る国民年金保険料の納付について督促を受け、同年5月に申立期間の保険料を納付したとしているが、この督促を受けた同年4月時点で、申立期間の保険料は既に時効により納付することができない。

また、申立人は、役所から送られてきた複写式の納付書で申立期間の保険料を銀行で一括納付したとしているが、平成14年4月以降に金融機関で保険料を納付する場合に使用される納付書は、複写式ではなく1枚の用紙を3枚に切り離す様式であり、申立人が説明する納付書の様式とは相違する。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年9月から10年3月まで
私の母は、私が滞納していた平成7年4月からの約5年分の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の父親の金銭出納帳には平成8年5月から12年11月までの収支が記載されており、当該金銭出納帳に7年9月から申立期間直前の9年8月までの期間及び申立期間直後の10年4月から12年1月までの期間の国民年金保険料を8年6月20日、同年12月16日、9年4月15日、同年12月17日、11年6月30日及び同年12月21日に支出した旨記載されていることが確認でき、その記載内容はオンライン記録と符合しているが、申立期間の保険料を支出した旨の記載は確認できない。

また、申立期間の申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付状況に関する記憶が明確ではない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務していた申立期間において、厚生年金保険料が賞与から控除されていたはずなのに、当該賞与記録が年金記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人が所属していた同社グループ内のA社においては4月に賞与は支給していない旨回答しているところ、申立人の給与及び賞与が振り込まれていたC社から提出された、平成15年1月から同年12月までの期間に係る普通預金元帳によると、申立期間に賞与が振り込まれていないことが確認できる。

また、D組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務していた申立期間において、厚生年金保険料が賞与から控除されていたはずなのに、当該賞与記録が年金記録に反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人が所属していた同社グループ内のA社においては4月に賞与は支給していない旨回答しているところ、申立人の給与及び賞与が振り込まれていたC社から提出された、平成15年1月から同年7月までの期間に係る普通預金・納税準備預金・従業員預り金取引推移一覧表によると、申立期間に賞与が振り込まれていないことが確認できる。

また、D組合から提出された申立人に係る適用台帳によると、申立期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月20日から5年2月4日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額の記録が、当時の給料支払明細書における支給額に比べて低いことは納得できない。一部保管してある明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成4年2月、同年3月及び同年5月から同年8月までの期間における標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書から、オンライン記録の標準報酬月額より高額な報酬月額を受けていたことが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成2年1月から4年1月まで、同年4月及び同年9月から5年1月までの期間について、申立人の雇用保険の基本手当に係る給付記録から、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高額な報酬月額を受けていたことがえるものの、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を保有していない上、A社は、当時の賃金台帳などの資料は保管していないとしていることから、当該期間に係る保険料控除額を確認することはできない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が、遡って減額訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24320 (事案 3060、12945 及び 23657 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 3 月 11 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して3度申し立てたが、同委員会から記録を訂正できないと通知を受けた。

しかしながら、B県C市が作成した当時の自分の国民年金被保険者名簿では、国民年金法(旧法)第7条2項の一に該当したため国民年金を資格喪失したとあり、同市役所が作成した、「22C市国第*号」(平成22年4月9日)には、正規の事務手続きにより記載されたとしているにもかかわらず、第三者委員会が、このことについて明確な判断を下していないのは納得がいかない。また、C年金事務所が作成した「健康保険・厚生年金保険の事務手続きの流れ」(同年7月26日)には、誤った処理が原因で、このようなことが起こったと記載されており、年金事務所自らが記録管理誤りを認めている。D法人が出版した書籍にも、当時の社会保険庁には、国民の大切な年金に関する記録を正確に作成し、保管・管理するという使命感が決定的に欠如していたなどと評されていることから、第三者委員会は、当時の手続について適切に判断し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B県C市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿において、A社の社名が記載されているが、社会保険事務所(当時)の健康保険厚生年金保険適用事業所名簿には、同社及び同社と名称が類似している飲食店の事業所の記録は無く、また、法務局が管理していた申立期間当時の法人の記録については、既に保存期限を経過しているため、同社等の記録を確認できないこと、さらに、申立人は、同社の代表者の氏名を記憶しておらず、同僚については、名字のみの記憶であることから、当該同僚を特定することができず、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない上、口頭意見陳述において、申立人から勤務の状況や厚生年金保

険料の控除等についての具体的な陳述を得ることができなかつたことから、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成21年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな資料としてB県C市から、「申立人の国民年金被保険者名簿では、被保険者資格喪失届に基づき、申立人が国民年金法（旧法）第7条2項の一に該当するため、昭和46年1月1日付けで国民年金の被保険者とし（喪失）と決定したと記されている。この決定には、正規の事務手続より厚生年金手帳、事業所作成の厚生年金資格（取得）の証明書類、若しくは健康保険（国民健康保険以外）に加入した証明ができる健康保険証、資格証明書の内いずれかで確認しており、これに記載されていた「A社」を記載したものである。」旨の文書を交付されたとして再申立てを行ったが、B県C市は、「当該文書は、申立期間当時、同市において申立人が提出したと思われる当該文書に記載したいずれかの書類により、申立人の国民年金の資格喪失を確認したことを記載したものであり、同市は、厚生年金保険の取扱いについては言及できる立場ではない。なお、同市が確認した書類については、保存期限経過のため残っておらず、当時の担当者もいないので、申立期間当時、どのような書類で手続したのかについては確認できない。」としている。また、申立人は新たにA社の申立期間当時の代表者名を挙げているが、名字のみのため、当該代表者の所在を特定できず、さらに、申立人は新たに同社の取引先としてF県に所在する「G社」を挙げているため、同一名称として確認できた事業所にA社と取引があったのか照会したがA社を知る者はいなかつたことから、平成22年11月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料としてC年金事務所から提出を受けた「厚生年金保険の事務について」（平成22年12月1日）及び「国民年金被保険者名簿の備考欄の記載について」（23年12月13日）を提出し、B県C市が保管する国民年金被保険者名簿に、当時のB県C市の職員が正規の事務手続より、自分が厚生年金保険の適用事業所であるA社に勤務したため国民年金の被保険者資格を喪失した旨記載したにもかかわらず、日本年金機構において健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び被保険者に係る原簿が存在していないのは、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針（22年1月1日一部改正）（以下「基本方針」という。）」の別表2の肯定的な周辺事情の例（遡って事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。）に該当すると考えられ、当該被保険者名簿の記載事項から、自分が適用事業所であるA社に厚生年金保険の被保険者として勤務し、保険料が控除されていたことを推認することは、基本方針第3判断の基準1）の、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと。」といえるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張しているところ、適用事業所検索システム及びオンライン記録ではA社の記録は確認できないこと、同社が存在していたとする地域を管轄する法務局は同社に係る商業登記の記録は見当たらないとしていること、申立人が記憶する同社の取引先「G社」と同一名称の事業所にA社について照会したが同社を知る者はいなかつたこと、申

立期間を含む前後の時期のB地区職業別電話帳を検索したが、A社は確認できなかったことから、社会保険事務所が同社に係る全ての原簿を作成しなかった又は作成したが滅失したとは判断できず、また、国民年金被保険者名簿は国民年金の被保険者記録を管理するものであり、社会保険事務所が、事業所の新規適用手続を完了し適用事業所として記録したにもかかわらず、遡って事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行ったことを確認できるものではないことから、当該名簿は、申立人の主張する基本方針別表2の肯定的な周辺事情の例に該当しない上、当該名簿では、申立人がA社に勤務し、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認することはできないことなどから、既に年金記録確認E地方第三者委員会の決定に基づき24年9月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「B県C市が作成した当時の自分の国民年金被保険者名簿では、国民年金法（旧法）第7条2項の一に該当したため国民年金を資格喪失したとあり、同市役所が作成した「22C市国第*号」には、正規の事務手続により記載されたとしているにもかかわらず、第三者委員会が、このことについて明確な判断を下していないのは納得がいかない。また、C年金事務所が作成した「健康保険・厚生年金保険の事務手続きの流れ」には、誤った処理が原因で、このようなことが起こったと記載されており、年金事務所自らが記録管理誤りを認めている。D法人が出版した書籍にも、当時の社会保険庁には、国民の大切な年金に関する記録を正確に作成し、保管・管理するという使命感が決定的に欠如していたなどと評されていることから、第三者委員会は、当時の手続について適切に判断し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨主張している。

しかしながら、B県C市は、A社を確認した当時の証明書類については保管されていない上、当時の担当者もいないので、申立期間当時、どのような書類で手続したのかについては確認できないとしており、また、C年金事務所は、同事務所が作成した上記文書は、同社に係る被保険者名簿などの根拠資料を基に記載したものではないとしていることから、同社が存在していたことを確認できるような具体的な資料や証言等は得られず、当委員会において、申立期間当時、同社が存在していた事実を確認することができない。

したがって、申立人がその主張するA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、B県H保健所、I保健所及びJ保健所に対し、A社の飲食店としての営業許可の記録を照会したが、それぞれの保健所は、申立期間当時の記録は既に廃棄されており確認できない旨回答している。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、国民年金被保険者名簿に記載された国民年金法（旧法）第7条2項

の一の法的解釈及び手続の適法性についての解釈を求めているが、当委員会は、基本方針にある判断の基準を基に、申立人がA社に勤務し、同社から厚生年金保険料が控除されていたかどうかを調査審議する機関であり、申立人が求めることについて解釈を示す機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 10 日まで

A社(現在は、B社)に営業職として勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が実態と乖離した月額となっている。当該期間においては、継続的に3時間以上の残業を行っており、5万円程度の給与を受けていたはずであり、当該期間に給与が下がることはなく、標準報酬月額が下がっている時期があるのは、会社が事務手続を誤ったと思われる。また、同社退職後にC国に渡ったが、その資金である200万円以上の現金は同社で働いた給与で賄ったものであり、同社で5万円以上の給料が無かったならばC国に渡ることができなかつたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間の資料については、現在、確認できる書類が残っていない旨回答している。また、申立人の供述に基づき、同社の申立期間当時の事業主に対し、申立人が同社で勤務することとなった経緯を述べた上で、申立期間当時の申立人の給与額等について確認したところ、同事業主は、申立人を含む従業員への給与額や残業時間の状況等については覚えていないと供述しており、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、B社の複数の従業員が、申立期間当時の社会保険事務担当者であったとする元従業員は、連絡先が不明であり、申立人が工場長として名字のみをあげている元従業員は、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同じ名字の者が一人確認できるが、既に死亡しており照会することができない。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われるなどの不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 31 日から 62 年 1 月 1 日まで
A社で事業主として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元B部長の供述から判断すると、申立人は昭和 61 年 12 月 31 日まで同社で勤務し、62 年 1 月 1 日から同社の親会社であるC社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当初、A社は昭和 61 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、遡及訂正などの不自然な記録は確認できず、社会保険事務所（当時）の不合理な処理は見当たらない。

さらにA社に係る経理・社会保険事務担当者は、申立人の資格喪失日を昭和 62 年 1 月 1 日で届け出たと供述しているが、オンライン記録によると、申立人を含め3人の従業員の資格喪失日は、A社が適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）と同日であることが確認でき、社会保険事務所が3人の資格喪失日と全喪日を併せて間違えたとは考え難い。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、社会保険の届出事務は経理担当者が行っていたが、A社において

社会保険の届出等の決裁権限者は自分であったと供述していることから、申立人は、上述の特例法第1条第1項ただし書の規定に該当すると認められ、申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から39年8月まで

A社(現在は、B社)で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からC社D工場に派遣され工場設備の補修の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

派遣先であるC社D工場に勤務していた同僚の回答及び申立人が記憶していた複数の同僚は、自身の派遣元事業所に係るオンライン記録において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、期間の特定ができないものの、申立人がA社からC社D工場に派遣され勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料が無く、申立期間の保険料控除は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「雇用形態は、日雇だったと思う。」と述べているところ、B社は、「申立人の雇用形態は不明であるが、ほとんどの従業員が日雇で社会保険に加入していなかった。日雇の人は70人くらいだった。」旨回答しており、また、申立期間当時の事務担当者は、「常用の人は20人程度だったと記憶しているが、日雇の人はそれ以上の人数で、管理監督者、特定の技術者、事務職以外の人は日雇だったと思う。申立人の社会保険の加入記録が無いとすると日雇の可能性がある。日雇の人は、入社後2年くらいでは社会保険に加入していなかったと思う。」旨回答している。

さらに、A社において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員は、「日雇の人は常用の人より多く、日雇の人は社会保険に加入していなかった。」旨回答していることから、申立期間当時、同社では日雇の者を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。